

稲沢市市民参加条例の説明

（目的）

第1条 この条例は、市民が市政に参加するための基本的な事項を定め、市民及び市の責務を明らかにすることにより、市民及び市が協働によるまちづくりを推進するとともに、魅力ある自立性の高い地域社会を実現することを目的とする。

【趣 旨】

本条例は、市民が市政に参加するための基本的な事項を定め、市民参加を実施するうえでの市民及び市の責務を明らかにすることによって、市民と市の協働によるまちづくりを推進するとともに、魅力があり、自立性の高い地域社会を実現していこうとするものです。

【解 釈】

「市政に参加するための基本的な事項を定め」とは、市民参加の対象、参加の方法、参加手続等を定めることをいいます。

「市民及び市が協働によるまちづくりを推進する」とは、市民と市が共通の目標である「めざすべきまちの姿」を明確にし、互いの責任及び役割を理解した上で、協力して進めていくことです。市民と市の関係は、市の施策等の企画立案、実施及び評価の各過程において、「協働」という言葉でひとくくりにできるものではなく、民主主義の原則に基づき、各過程において市民と市の関係を明らかにしていく必要があります。

「魅力ある自立性の高い地域社会を実現する」とは、地域の実情や特性に即した魅力ある、市民が主体となるまちをつくるものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参加 市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において広く市民の意見を反映させるとともに、市民及び市が協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がそれぞれの果たすべき責任及び役割を自覚し、信頼関係を築くとともに相互に補完し、協力することをいう。
- (4) 実施機関 市長その他の執行機関をいう。

【趣旨】

この条例で頻繁に使用する基本的な用語について、その語句の表す意味を明確にしたものです。

【解釈】

1 第1号

「市民」とは、市の施策等に関して影響を受ける個人、法人及び団体のことです。

「法人」には、宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人、営利法人、特定非営利活動法人等が、「その他の団体」には、ボランティア団体、趣味のサークル等が該当します。

2 第2号

「市民参加」とは、市の様々な行政活動に対して、より良いまちづくりを進めるために意見や提案を述べて、市民が自己の意思を反映させることです。

したがって、広義の市民参加である市民活動への参加、議会活動への参加等は、含めていません。

2 第3号

「協働」とは、市民及び市がそれぞれの役割を十分に理解し、共通の目的である課題解決に向けて協力し合う関係をいいます。

3 第4号

「執行機関」には、議決機関である議会は含まれません。

(基本原則)

第3条 市民参加の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) すべての市民が参加できること。
- (2) 市民の自主性が尊重されること。
- (3) 市民及び市が情報を共有すること。

【趣 旨】

市民参加を推進するに当たり、市及び市民が守るべき基本原則を示したものです。

【解 釈】

1 第1号

市は、市民参加について、特別な事情がない限り、制限を設けません。

市は、市の施策等のあらゆる過程において市民参加の機会を確保するため、参加手法、開催時間、開催場所等に配慮します。

2 第2号

市民参加は、強制されるものではなく、個々の自主性が尊重されるべきものです。

3 第3号

市は、市民参加を推進するため、市民に対して行政情報を積極的に提供して、情報の共有に努めます。

(市民の責務)

第4条 市民は、施策等の企画立案及び評価のそれぞれの過程において、公共の利益を考慮することを基本として市民参加に努めなければならない。

2 市民は、自らの発言と行動に責任を持って積極的な市民参加及び協働に努めなければならない。

3 市民は、市民相互の意見を尊重し、民主的な市民参加に努めなければならない。

【趣旨】

市民が、施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民参加を行うに当たり、その基本的な姿勢を明らかにしたものです。

【解釈】

1 第1項

施策等の企画立案及び評価のそれぞれの過程における市民の発言や行動は、特定の個人、団体の利益に結びつくものでなく、公共の利益に基づいて行うことを求めるものです。

2 第2項

市民参加は、強制されるものではなく、あくまで市民の自主性に基づいて行うことが原則ですが、一人の市民は市民の代表ではないことを認識し、地域社会を構成する主体の一人として、まちづくりにおける市民参加の重要性を理解して責任を持った発言や行動をしていただき、積極的な市民参加と協働を求めるものです。

3 第3項

市の施策等に市民の意見を反映させていくには、市民と市の対話に加え、市民同士の率直な話し合いを通じて、課題や問題等を明らかにすることが必要です。

そのため、市民相互の関係において、発言者の公平性を確保し、自由に発言できる環境を共有しようとするものです。

(市の責務)

第5条 市は、市民に施策等の企画立案及び評価について分かりやすい情報の提供に努め、市民参加の機会を設けるとともに、公共の利益に配慮して市民の意見を施策等に反映させるよう努めなければならない。

2 市は、施策等の実施において市民参加を推進するよう努めなければならない。

【趣旨】

市が、施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において市民参加を推進するに当たり、その基本的な姿勢を明らかにしたものです。

【解釈】

1 第1項

市は、施策等の企画立案及び評価の過程において市民参加を求めるに当たり、その前提として、市が保有する行政情報を市民に分かりやすく提供して市民と情報を共有し、市民参加の機会を設けることを定めたものです。

また、施策等の企画立案及び評価の過程において市民の意見を反映するに当たっては、公共の利益に十分配慮することを定めたものです。

2 第2項

市は、施策等の実施の過程において市民参加を求めるとともに、その推進に努めることを定めたものです。

(市民参加の対象)

第6条 実施機関は、次に掲げる施策等を実施しようとする場合は、市民参加を求めなければならない。ただし、緊急その他のやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に市民参加手続を経ることが適当と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加の対象としないことができる。

- (1) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの
- (2) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (3) 市の機関内部の事務処理に関するもの

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により市民参加を実施しなかったときは、その理由を公表しなければならない。

【趣 旨】

市民参加の対象とする施策等、市民参加を適用しない施策等について定めたものです。

また、市民参加の対象とする施策等について、市民参加を実施しなかった場合にその理由を公表することを義務付けたものです。

【解 釈】

1 第1項

(1) 第1号

「市の基本構想、基本計画」とは、総合計画の基本構想と基本計画、「その他施策の基本的な事項を定める計画等」とは、地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画、環境基本計画、ごみ処理基本計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン、緑のマスタープラン、公共下水道基本計画、観光基本計画、男女共同参画プラン等があります。

(2) 第2号

「市政に関する基本方針を定める条例」とは、市民参加条例、環境基本条例、緑の保全及び緑化の推進に関する条例等があります。

「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、文化財保護条例、廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例、自転車等放置防止条例、違法駐車等防止に関する条例等があります。

(3) 第3号

「広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度」とは、情報公開制度、個人情報保護制度、ごみ分別収集制度等があります。

(4) 第4号

「公共の用に供される大規模な施設」とは、体育施設、文化施設、社会福祉施設、公園、道路、水道施設、下水道施設等で、その設置に係る費用が多額となる規模のものをいいます。

その建設に係る基本計画等の策定に当たっては、市民のニーズを的確に把握する必要があると考えます。

(5) 第5号

第1号から第4号までに掲げる施策等は、実施機関が市民参加を求めることが原則として義務付けられているものです。

しかし、これ以外の施策等についても、本条例の趣旨を踏まえ、可能な限り市民参加を行うことが望ましいと考えます。

2 第2項

(1) 税法やこれに基づく政令、省令等によって一定の基準や制約等が定められているものは、市民から提出された意見を取り入れる余地がほとんどないため、市民参加を求めないとしたものです。

(2) 市税の賦課徴収等については、地方自治法第74条第1項の規定においても請求権から除外とされていることなどから、市民参加を求めないとしたものです。

(3) 人材育成基本計画、定員適正化計画等は、市の機関が自らの責任と意思で決定すべきことであることから、市民参加を求めないとしたものです。

3 第3項

第1項で定めた市民参加の対象となる施策等において、市民参加を求めないものとした場合は、その理由を公表し、市民に対して説明する義務があることを定めたものです。

(市民参加手続の方法)

第7条 実施機関は、それぞれの対象事項にふさわしい効果的な方法として、次に掲げる市民参加の手続(以下「市民参加手続」という。)のうち1つ以上を実施しなければならない。

- (1) 審議会等(附属機関及びそれに類する合議制の組織をいう。)の設置
- (2) パブリック・コメント手続(実施機関が行政活動の趣旨及び内容を公表した上で、これに対する市民からの意見を求める手続をいう。)
- (3) ワークショップ手続(市民と実施機関及び市民相互の自由な議論により、市民意見の方向性を見出すことを目的とする手続をいう。)
- (4) 公聴会手続(市の施策等に対して広く市民の意見を聴くため、実施機関が行う会合を開催する手続をいう。)
- (5) アンケート調査(一定の質問形式で市民に意見を問う調査をいう。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法

【趣 旨】

市民参加の方法を定めたものです。

【解 釈】

1 第1項

市民参加の対象となる施策等の内容や、施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程に適した市民参加方法を選択し、できるだけ多くの市民が参加しやすいよう工夫をして実施することが必要と考えます。

市民参加を求めるに当たっては、この手続のうち1つ以上の手続を実施しなければならないことを義務付けたものです。

(1) 第1号

「附属機関」とは、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会等で、審査、諮問(意見を尋ね求めること。)調査のための機関をいいます。

「それに類する合議制の組織」とは、要綱等により臨時的かつ短期間設置される懇談会、委員会で、施策案等について意見を聞くための機関をいいます。

なお、市職員のみで構成される委員会は、市の機関内部の事務処理に関するもの協議するために設置されることが一般的であるため、市民参加の対象には当たらないものと考えます。

(2) 第2号

「パブリック・コメント」は、施策等の案の賛否を問うものではなく、施策等の案に対する課題、問題点等の指摘、意見を広く募集するものです。

(3) 第3号

「ワークショップ」は、市民が主体的に検討作業を行い、市民相互の自由な議論のもとに多様な意見が出されることから、市民意識の向上を図ることができる参加の有効な方法の一つです。

(4) 第4号

「公聴会」とは、市民会議、シンポジウム、フォーラム、説明会等のさまざまな名称で、広く意見を伺うために開催するものです。

(5) 第5号

「アンケート」は、複数の市民から同じ質問に対する回答を得ることができるので、意見を比較しやすく、また、回答を分析することで市民の意向を明確にすることができます。

(6) 第6号

第1号から第5号に掲げるもののほか、実施機関が市の施策等の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において適当と認める方法について検討し、実施することも必要と考えます。

(実施及び評価過程の市民参加手続の研究)

第8条 実施機関は、施策等の実施及び評価の過程における市民参加手続を研究し、その実施に努めるものとする。

【趣 旨】

施策等の実施及び評価のそれぞれの過程における市民参加手続について研究し、その実施に向けた取り組みを定めたものです。

【解 釈】

市民参加手続は、施策等の企画立案の過程において様々な方法がありますが、施策等の実施及び評価のそれぞれの過程における市民参加の具体的な方法について、今後、十分な調査研究を行って、有効な方法を構築して実施することが必要と考えます。

(意見等の取扱い)

第9条 実施機関は、市民参加手続を経て提出された市民の意見等について、公平性、公益性、経済性等に留意の上、取り扱わなければならない。

- 2 実施機関は、自発的な市民参加があった場合は、市民からの意見等がこの条例の趣旨に沿うと認められるものについては、前項に準じた取扱いをするよう努めなければならない。

【趣 旨】

市民参加手続を経て提出された市民の意見等の取扱いについて定めたものです。

【解 釈】

1 第1項

実施機関は、市民参加で得た意見や提案を公共の利益、費用対効果、社会情勢、経済状況等を総合的に勘案しながら、市の施策等へ反映させることについて検討することを定めたものです。

2 第2項

実施機関が市民参加の方法を用いて市民の意見を求める以外に、市民自らの意志に基づく自発的な意見、提言等の表明があったとき、本条例の趣旨に沿うものについては、実施機関は市民参加を求めたときに準じた取扱いに努めなければならないとするものです。

(実施予定、実施状況及び結果の公表)

第10条 実施機関は、市民参加の実施予定、実施状況及びその結果を公表しなければならない。ただし、稲沢市行政情報公開条例(昭和58年稲沢市条例第16号)第6条第1項各号に掲げる事項にあっては、この限りでない。

【趣旨】

市民参加の実施予定、実施状況及びその結果について、公表することを定めたものです。

【解釈】

実施機関は、市民参加を求める場合、施策等の名称、参加方法、実施期間等を事前に公表し、市民が参加の予定を立てやすくする必要があります。

また、市民参加の実施状況がわかる会議録や開催記録等を作成して公表するとともに、その結果については、すみやかに公表することを定めたもので、市民との情報共有と市民に対する市の説明責任を果たすことを目的としています。

ただし、特定の個人が識別されるような個人に関する行政情報等は、公表しないものとします。

《参考》

稲沢市行政情報公開条例

第6条 実施機関は、前条の規定による行政情報の公開の請求があったときは、当該請求に係る文書に次の各号に掲げる行政情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、当該請求をした者に対し、当該行政情報を公開しなければならない。

(1) 個人に関する行政情報(事業を営む個人の当該事業に関する行政情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる行政情報を除く。

ア 何人でも法令の規定により閲覧することができる行政情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した行政情報

ウ 法令の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した行政情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

エ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員

を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該行政情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分

オ 当該個人が、実施機関が行う事務又は事業で予算の執行を伴うものの相手方である場合において、当該情報が開かれた市政を推進するため公にすることが特に必要であるものとして実施機関が定める行政情報に該当するときは、当該行政情報のうち、相手方の役職(これに類するものを含む。以下同じ。)及び氏名並びに当該予算執行の内容に係る部分(当該相手の役職及び氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該部分を除く。)

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する行政情報又は事業を営む個人の当該事業に関する行政情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げる行政情報を除く。

ア 人の生命、身体又は健康を法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から保護するため、公開することが必要と認められる行政情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる消費生活の安定に対する著しい支障から消費者を保護するため、公開することが必要と認められる行政情報

ウ ア又はイに掲げる行政情報に準ずる行政情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの

(3) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人(以下「国等」という。)の機関からの協議又は依頼に基づいて作成し、又は取得した行政情報であって、公開することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれのあるもの

(4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関する行政情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ず

るおそれのあるもの

- (5) 実施機関又は国等の機関が行う検査、調査、取締等の計画及び実施細目、争訟及び交渉の方針、入札の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業に関する行政情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務又は事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの
- (6) 犯罪の予防、犯罪の捜査、個人の生命、身体及び財産の保護その他公共の安全の確保のため、公開しないことが必要と認められる行政情報
- (7) 法令の定めるところにより明らかに公開することができないとされている行政情報

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

本条例の施行に関して必要な事項は、市長が規則等で定めることとしたものです。